

認証更新に関するQ&A

<目次>

【全般について】

- Q1 いつまでに更新が必要ですか？ …………… |
- Q2 2か月前までに申請を行わなかった場合、どうなりますか？ …………… |
- Q3 更新を希望しない場合、どうすればよいですか？ 認証書・ステッカーの返却が必要ですか？
…………… |
- Q4 更新をしなかった場合、再申請に条件はありますか？ …………… |

【更新手続について】

- Q5 更新に必要な手続と認証までの流れを教えてください。…………… |
- Q6 なぜもう一度調査が必要なのですか？ …………… |
- Q7 有効期間の終了前に更新申請しましたが、現地調査が間に合わなかった場合、どうなりますか？ …………… |
- Q8 更新した場合、新たな認証日はいつになりますか？ …………… 2

【その他】

- Q9 認証制度はいつまで続くのですか？ …………… 2

【全般について】

Q1 いつまでに更新が必要ですか？

⇒認証日の2か月前までに更新申請を行ってください。例えば、現在の認証日が令和3年6月14日の場合、令和4年4月13日までに更新申請を行ってください。

なお、認証の有効期間は1年間であるため、更新しない場合、令和4年6月14日以降は非認証店となります。

Q2 2か月前までに申請を行わなかった場合、どうなりますか？

⇒2か月前までに申請がない施設に対しては、事務局から電話で意向確認を行います。更新の意向がある場合、すみやかに申請手続きを行ってください。

Q3 更新を希望しない場合、どうすればよいですか？認証書・ステッカーの返却が必要ですか？

⇒事務局からの電話に対し、更新を希望しない旨をお伝えください。更新しないことに対して、書類の提出などは不要です。

認証書やステッカーについて、返却は不要ですが、認証日の有効期間が切れたもの（認証日から1年経過した後）は、掲示しないでください。掲示が取りやめられているか、後日調査員が予告なしに確認にまいります。また、有効期間後は、認証制度ホームページの施設情報は削除されます。

Q4 更新をしなかった場合、再申請に条件はありますか？（6か月間は申請できないなど）

⇒再申請に条件はありませんが、新規の申請として扱いますので、新規申請用の書類を提出してください。認証も認証番号も新たに取得することとなり、認証されるまでは、非認証店として扱われ、HPなどの情報も一旦削除されます。

【更新手続について】

Q5 更新に必要な手続と認証までの流れを教えてください。

⇒更新には、更新申請書類の提出が必要です。手続きは、郵送とオンラインで受け付けています。書類の提出後、現地調査が行われ、基準を満たしていることが確認できれば認証が更新されます。

Q6 なぜもう一度調査が必要なのですか？

⇒認証制度は、観光立県として安全・安心な環境づくりを推進するため創設されたものであり、制度の質を担保するためにも認証基準に基づき感染防止対策が適切に講じられているかは、定期的に確認する必要があると考えています。

Q7 有効期間の終了前に更新申請しましたが、現地調査が間に合わなかった場合、どうなりますか？

⇒現地調査で基準を満たしていることが確認できれば、日付を遡って、現在の認証日の1年後が新たな認証日となります。有効期間終了後、調査が行われるまでの期間も、認証店として扱います。しかし、本来、更新申請は認証日の2か月前までに行うこととなっており、2か月前までに更新申請

を行えば、現地調査が間に合わないことはありませんので、遅れないようにしてください。

Q8 更新した場合、新たな認証日はいつになりますか？

⇒現地調査の実施日がいつであれ、現在の認証日の1年後が新たな認証日となります。例えば、令和3年6月14日の認証を更新した場合、新たな認証日は令和4年6月14日となります。

【その他】

Q9 認証制度はいつまで続くのですか？

⇒感染状況次第であり、未定です。